

1. フィーダー補助の概要

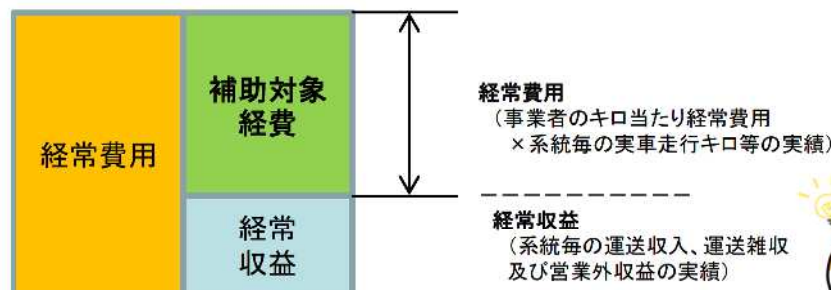
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は**活性化法法定協議会**



補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- **ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる**
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文の算定式を基に算出



補助対象経費算定方法 イメージ

赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)



国土交通大臣 殿

氏名又は名称 諏訪市地域公共交通活性化協議会
住 所 長野県諏訪市高島 1 - 2 2 - 3 0

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 2 5 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 7 年 6 月 2 5 日
- 変更箇所
 - ・ 地域公共交通計画別紙 18. 協議会の開催状況と主な議論
 - ・ 表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統） 計画運行日数及び計画運行回数
 - ・ 表 1 添付書類 （7 年度版）運行日数・便数一覧表（路線型） 9 月 6 日
- 変更理由
 - ・ 9 月 6 日の新作花火大会が交通規制を要しない開催となったことから、運行日数及び運行回数に変更が生じたため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和7年6月25日

(名称) 諏訪市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

諏訪市では、地域住民や来訪者等の交通需要への対応として、平成24年2月3日に諏訪市地域公共交通協議会を設立した。地域公共交通のあり方を模索し、平成25年度には『諏訪市生活交通ネットワーク計画』を策定した。令和5年3月には地域公共交通に関するマスタープランとなる『諏訪市地域公共交通計画』を策定した。

当市における公共交通は、広域交通としての“鉄道や高速バス”、地域内交通としての“路線バスやコミュニティバス”に大きく2つに分けられ、市内には県下でも上位の乗降客数が利用するJR上諏訪駅があり、諏訪地域における交通の中心地となっている。

地域内交通バスは、平成29年10月と令和3年4月及び令和5年10月に一部ダイヤ路線改正に行い、路線バスの運行見直し及び改善要望を受けた路線を再構築し、表1のとおり13のバス路線を運行することにより利用者の利便性向上を図りながら、利用者増を目指す。

表1 諏訪市内を走るバス路線

種別	No	路線名	備考
コミュニティバス (かりんちゃんバス)	①	・ 市内循環内回り線	
	②	・ 市内循環外回り線	
	③	・ すわ外周線	
	④	・ すわライナー反時計回り線	
	④	・ すわライナー時計回り線	本年度地域内フィーダー系統として申請をする路線
	⑤	・ かりんちゃん子バス東山線 (反時計回り・時計回り)	
	⑥	・ かりんちゃん子バス東西線 (反時計回り・時計回り)	
	⑦	・ かりんちゃん子バス大和四賀線	
既存路線 バス	⑧	・ 本線岡谷茅野線	長野県生活交通確保維持改善計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている路線
	⑨	・ 上社有賀統合線	
デマンド交通	⑩	・ 有賀峠デマンド交通	
	⑪	・ 霧ヶ峰デマンド交通	
コミュニティバス(諏訪湖周スワンバス)	⑫	・ 内回り線	長野県生活交通確保維持改善計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている路線
	⑬	・ 外回り線	
AIオンデマンド交通	⑭	・ チョイソコ かりんちゃん	

※ 以下、上表内の路線を示す場合は、Noにて記すこととする。

市内の移動は自家用車へ依存している状況であり、公共交通離れが進んでいる。しかし、自家用車を運転できない高齢者や学生等の交通弱者にとって、公共交通は重要な移動手段であり、欠かすことのできないものである。実際に、市内を運行するかりんちゃんバスは高齢者や学生に多く利用されている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、上表④から⑦を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

18. 協議会の開催状況と主な議論

～第1回から第16回までの記載省略～

■ 令和6年12月4日（第17回活性化協議会・書面決議）

- ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持改善事業事業評価について

■ 令和7年3月11日（第18回活性化協議会・書面決議）

- ・チョイソコかりんちゃんテスト運行の状況について
- ・有賀・上社統合路線変更について
- ・チョイソコかりんちゃんバス停追加について
- ・かりんちゃんバス路線再編について

■ 令和7年6月25日（第19回活性化協議会）

- ・諏訪市地域公共交通会議及び諏訪市地域公共交通活性化協議会について
- ・諏訪市内の地域公共交通（バス路線）実績について
- ・チョイソコかりんちゃんテスト運行の状況について
- ・利用促進の取組について
- ・令和7年度地域公共交通計画変更届出書（地域内フィーダー系統関係）について
- ・かりんちゃんバス路線再編について
- ・湖南局前・蓼宮橋バス停留所の移設及び名称変更について
- ・チョイソコかりんちゃん本格運行の運行形態及び新設バス停留所について
- ・長野県生活交通確保維持改善計画に「岡谷茅野線（本線）」を位置付けることについて

19. 利用者等の意見の反映状況

活性化協議会の構成員には、市内各ブロックの住民代表者、商工会議所等の組織の代表、観光、教育、福祉分野の代表者等が選出されており、様々な分野からの意見が反映できていると判断する。

また、令和5年3月諏訪市地域公共交通計画の策定に伴い、市民アンケート調査・高校生アンケート調査・交通事業者ヒアリング調査・バス利用実態調査・上諏訪駅アンケート調査を行ったことにより、利用者の意見が反映されたと考える。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）諏訪市高島一丁目22番30号

（所 属）諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課

（氏 名）長谷川 一樹

（電 話）0266-52-4141（内線289）

（e-mail）senryaku@city.suwa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
諏訪市	アルピコ交通(株)	(1) すわライナー時計 回り線 (10/1～12/1)	日赤病院	上諏訪駅 霧ヶ峰口 ・上社	上諏訪駅 諏訪湖口	(循環) 復 22.4km	61日	61回			路線定期運行	①	・アルピコ交通(株)が運行 する補助対象地域間幹線 系統「本線」の中大和、浜 沢、上諏訪駅霧ヶ峰口(東 口)、中町、角間橋、清水 坂下バス停において接続	③
		(1) すわライナー時計 回り線 (12/2～9/30)	日赤病院	上諏訪駅 霧ヶ峰口 ・上社	上諏訪駅 諏訪湖口	(循環) 復 22.2km	302日	302回			路線定期運行	①	・アルピコ交通(株)が運行 する補助対象地域間幹線 系統「本線」の中大和、浜 沢、上諏訪駅霧ヶ峰口(東 口)、中町、角間橋、清水 坂下バス停において接続	③
	諏訪交通(株)	(2) かりんちゃん子バス 東山線(反時計回 り)	上諏訪駅 諏訪湖口	日赤病院	上諏訪駅 諏訪湖口	(循環) 復 17.9km	363日	1452回			路線定期運行	①	・アルピコ交通(株)が運行 する補助対象地域間幹線 系統「本線」の上諏訪駅 霧ヶ峰口(東口)バス停に おいて接続	③
		(3) かりんちゃん子バス 東山線(時計回り)	上諏訪駅 諏訪湖口	茶臼山	上諏訪駅 諏訪湖口	(循環) 復 17.9km	363日	726回			路線定期運行	①	・アルピコ交通(株)が運行 する補助対象地域間幹線 系統「本線」の上諏訪駅 霧ヶ峰口(東口)バス停に おいて接続	③
		(4) かりんちゃん子バス 東西線(反時計回 り)	新田上	有賀	新田上	(循環) 復 32.8km	363日	726回			路線定期運行	①	・アルピコ交通(株)が運行 する補助対象地域間幹線 系統「本線」の細久保バス 停において接続	③
		(5) かりんちゃん子バス 東西線(時計回り)	新田上	大熊	新田上	(循環) 復 33.2km	363日	726回			路線定期運行	①	・アルピコ交通(株)が運行 する補助対象地域間幹線 系統「本線」の細久保バス 停において接続	③
	諏訪交通(株)・アルピコ タクシー(株)・第一交通 (株)	(6) かりんちゃん子バス 大和四賀線	大和1区	上諏訪駅 霧ヶ峰口	神戸 公 民館 前	往 10.6km 復 11.4km	363日	1633.5回			路線定期運行	①	・アルピコ交通(株)が運行 する補助対象地域間幹線 系統「本線」の上諏訪駅 霧ヶ峰口(東口)バス停に おいて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。